

事 務 連 絡

令和 2 年 4 月 2 1 日

福井県木材組合連合会事務局長 様

県産材活用課
林業戦略グループリーダー

雇用調整助成金の特例措置の拡大および小学校休業等対応助成金・支援金の
延長について（周知依頼）

このことについて、厚生労働省の標記助成金制度の措置の詳細について別添のとおり林
野庁経営課より通知がありましたので情報提供いたします。

なお、県においても雇用調整助成金等の対象となる事業所に対して、県独自に助成金（福
井県雇用維持緊急助成金）を上乗せして支給する制度を創設しておりますので併せてお知
らせいたします。

つきましては、貴会員に対し情報提供をお願いいたします。

記

《関係ホームページ》

【新型コロナウイルス感染症にかかる林野庁ホームページ】

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/seisankakou/corona2.html>

【新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金の延長について】
(厚生労働省のホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10772.html

【雇用調整助成金の特例措置の拡充について】
(厚生労働省のホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyu_fukin/page107.html

【福井県雇用維持緊急助成金の創設について】
(福井県産業労働部産業政策課のホームページ)

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/rousei/kigyoushien/koyouiji-kinkyuuzoyoseikin.html>

担当:県産材活用課

林業戦略 G 岩佐

電話:0776-20-0448(内線:3131)

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の拡大

別紙

雇用調整助成金

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度

特例以外の場合の 雇用調整助成金	新型コロナウイルス感染症特例措置			(参考) リーマンショック時
	現行 (一般的な場合)	緊急対応期間 (4月1日から6月30日まで) 感染拡大防止のため、この期間中は 全国で以下の特例措置を実施		
経済上の理由により、 事業活動の縮小を余儀なく された事業主	新型コロナウイルス感染症の影響 を受ける事業主 (全業種)	新型コロナウイルス感染症の影響 を受ける事業主 (全業種)	経済上の理由により、事業活動の縮小を 余儀なくされた事業主 (全業種)	
生産指標要件 (3か月10%以上低下)	生産指標要件緩和 (1か月10%以上低下)	生産指標要件緩和 (1か月5%以上低下)	生産指標要件緩和 (3か月5%以上低下)	
被保険者が対象	据え置き	雇用保険被保険者でない労働者の 休業も助成金の対象に含める	被保険者が対象	
助成率 2/3 (中小) 1/2 (大企業)	据え置き	4/5(中小)、2/3(大企業) (解雇等を行わない場合は9/10(中小)、 3/4(大企業))	4/5(中小)、2/3(大企業) (解雇等を行わない場合は9/10(中小)、 3/4(大企業))	
計画届は事前提出	計画届の事後提出を認める (1月24日～5月31日まで)	計画届の事後提出を認める (1月24日～6月30日まで)	やむを得ないと認められる場合は、 事前に提出があったものとみなす	
1年のクーリング期間が 必要	クーリング期間の撤廃	同左	クーリング期間の撤廃	
6か月以上の被保険者期間 が必要	被保険者期間要件の撤廃	同左	被保険者期間要件の撤廃	
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左	同左 + 上記対象期間	3年300日	

- 1 上記の拡充にあわせて、**短時間一斉休業の要件緩和、残業相殺の停止、支給迅速化のため事務処理体制の強化、手続きの簡素化**も行うこととする
- 2 教育訓練が必要な被保険者について、教育訓練の内容に応じて、**加算額を引上げる**措置を別途講じる

報道関係者 各位

令和2年3月31日

【照会先】

雇用環境・均等局

職業生活両立課：尾田、東江

就業子育て世代支援対策室 藤枝、篠崎

(代表電話) 03(5253)1111

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金の延長について

厚生労働省では、今般の新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるをえなくなった保護者の皆さんを支援するため、

・正規雇用・非正規雇用を問わない助成金制度（新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金）

・個人で業務委託契約等で仕事をされている方向けの支援金制度（新型コロナウイルス感染症による小学校休業等支援金）

を創設し、令和2年2月27日から3月31日までの間に取得した休暇等について支援を行っています。

今後、対象となる休暇取得の期限を延長し、令和2年4月1日から6月30日までの間に取得した休暇等についても支援を行う予定ですので、お知らせいたします。

その概要は、別紙のとおりです。詳細については、あらためて公表いたします。

<問い合わせ先>

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談コールセンター

電話：0120-60-3999

受付時間：9：00～21：00（土日・祝日含む）

【公表資料】

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金 . . . 別紙

新型コロナウイルス感染症への対応として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規雇用・非正規雇用を問わず、有給の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く。）を取得させた企業に対する助成金を支給するもの。
また、同様の理由で委託を受けて個人で仕事をする方が、契約した仕事ができなくなった場合にも支援をする。

●**支給対象者**

- ・子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く。）を取得させた事業主
- ・子どもの世話をを行うことが必要となった保護者であって、委託を受けて個人で仕事をする者

●**対象となる子ども**

- ① 新型コロナウイルス感染症への対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等をした小学校等（※）に通う子ども
 ※ 小学校等：小学校、義務教育学校の前期課程、特別支援学校、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等
- ② i)～iii)のいずれかに該当し、小学校等を休むことが必要な子ども
 - i) 新型コロナウイルスに感染した子ども
 - ii) 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども
 - iii) 医療的ケアが日常的に必要な子ども又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子ども

●**支給額**

- ・労働者を雇用する事業主の方：休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10 ※ 1日当たり8,330円を支給上限
- ・委託を受けて個人で仕事をする方：就業できなかった日について、1日当たり4,100円（定額）

●**適用日**：令和2年4月1日～6月30日の間に取得した休暇

※雇用保険被保険者に対しては、労働保険特別会計から支給、それ以外は一般会計から支給

福井県雇用維持緊急助成金

～従業員の雇用を守る事業主を福井県が応援します～
(令和2年4月施行)

対象

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い
国の雇用調整助成金等の支給決定を受けた事業所^{*}

^{*}福井県内の事業所で休業等を実施したものに限りです

対象となる休業等

令和2年1月24日以降に実施した休業等

上限額・助成率

1事業所当たり200万円を上限

従業員 休業手当等の総額^{*}の1/10

^{*}国が支給決定に当たり対象とした額

事業主・役員（常勤） 1人1日当たり最大9,256円

(解雇等を行わない場合)

	国	福井県
従業員	中小企業 休業手当等 ^(※) の総額×9/10 大企業 休業手当等の総額×3/4	休業手当等の総額×1/10
事業主 役員	対象外	中小企業 9,256円 (10/10) 大企業 7,868円 (17/20)

(解雇等を行った場合)

	国	福井県
従業員	中小企業 休業手当等の総額×4/5 大企業 休業手当等の総額×2/3	休業手当等の総額×1/10
事業主 役員	対象外	中小企業 8,330円 (9/10) 大企業 7,097円 (23/30)

^{*}休業を実施した場合の休業手当または教育訓練・出向を実施した場合の賃金相当額

1月24日～3月31日までの休業・教育訓練にかかる国の助成率は、2/3（中小企業）、1/2（大企業）

申請手続

詳細が決まり次第、お知らせいたします。

詳しくは県ホームページへ

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/rousei/index.html>

お問い合わせ 〒910-8580 福井市大手3丁目17番1号

福井県 産業労働部 労働政策課 電話0776-20-0390 FAX0776-20-0648